



# 佐賀県公報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)  
号外第8号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- ◎佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱 (一八四・国民健康保険課) 一
- ◎佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱の一部改正

- ◎佐賀県林業病害虫等防除事業補助金交付要綱の一部改正

(一八五・商 工 課) 三

- ◎住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱の一部改正 (一八六・林 業 課) 三
- ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (一八七・建築住宅課) 三

(一八八・河川砂防課) 八

- ◎県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (一八九・港 湾 課) 八
- ◎
- ◎

(一九〇・" ) 九

### ○ 告 示

#### ● 佐賀県告示第百八十四号

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

(趣旨)

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱

- 第一条** この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百十六条第一項の規定に基づき設置する佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関する政令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政

令（平成十九年政令第三百二十五号）及び佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年佐賀県条例第十九号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（拠出金の額の算定）

**第二条** 佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の前年度の二月十日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 1 療養の給付等に要する費用の見込額計算書
- 2 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、各年度の五月末日までに、当該年度の拠出金の額を広域連合に通知するものとする。

（拠出時期）

**第三条** 広域連合は、各年度の拠出金を当該年度の十二月末日までに、納付しなければならない。

（交付の申請）

**第四条** 法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする広域連合は、特定期間の最終年度の十二月十日までに、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 1 交付金額計算書
- 2 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付の決定）

**第五条** 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査し、交付を適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、広域連合に対し、これを通知するものとする。

（交付金の交付）

**第六条**

前条の規定により交付の決定を受けた広域連合が交付金の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに、交付金を交付するものとする。

## (借入れの申込み)

- 第七条** 法第二百六条第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする広域連合は、当該年度の二月末日まで（特定期間の終了年度において貸付金の貸付けを受けようとする場合にあつて、これを知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された期限延長申請書を審査し、延長を適当と認めたときは、延長及び償還延长期限を決定し、広域連合に対し、これを通知するものとする。

## (任意の繰上償還)

- 2 貸付金額計算書
- 2 貸付金償還計画書
- 3 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## (貸付けの決定)

- 第八条** 知事は、前条の規定により提出された借入申込書を審査し、貸付けを適當と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、広域連合に対し、これを通知するものとする。

## (貸付金の貸付け)

- 2 前条の規定により貸付けの決定を受けた広域連合が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに、貸付金を貸し付けるものとする。

- 3 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、直ちに、借用証書を知事に提出しなければならない。

## (償還時期)

- 第十一条** 条例第九条第一項の規定による償還は、各年度の十二月末日までに行わなければならぬ。

## (償還期限等の延長)

- 第十二条** 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、災害等の特別の事情がある場合において、条例第十条の規定により償還期限の延長を求めるときは、償還期限の二十日前までに、期限延長申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された期限延長申請書を審査し、延長を適当と認めたときは、延長及び償還延长期限を決定し、広域連合に対し、これを通知するものとする。

## (交付金又は貸付金の減額等)

- 第十三条** 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとする広域連合が次のいずれかに該当するときは、広域連合に対する交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付若しくは貸付けを行わないことができる。

- 1 保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不适当に過大に見込んだことにより、交付金又は貸付金の額が不适当に過大となると認められるとき。

- 2 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

- 3 条例又はこの要綱に規定する交付又は貸付けに係る手続を怠つたとき。

- 4 前三号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

- 2 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けた広域連合が次のいずれかに該当するときは、広域連合に対する交付金の全部若しくは一部の返還を求め、又は貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

- 1 前項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。

二 交付金又は貸付金を後期高齢者医療財政の不足額を補填する目的以外に使用したとき。

(報告及び調査)

**第十四条** 知事は、必要があると認めるときは、交付又は貸付けを受けた広域連合に対し、この要綱に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。

(補則)

**第十五条** この要綱に定めるもののほか、基金の運営に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

### ●佐賀県告示第百八十五号

佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

別表の中小企業振興貸付の項中「1,500万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

### ●佐賀県告示第百八十六号

佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

別表の松くい虫防除事業の特別防除の項から松くい虫防除事業の特別伐倒（全木焼却）驅除の項まで、同表のその他の森林病害虫等防除事業の野ねずみ駆除の項からその他の森林病害虫等防除事業の動物被害防除の項まで及び同表の松林保全体制整備事業の項中「4分の3」を「2分の1」に改め、同表の重要松林事業の項を削り、同表の注中2を削り、3を2とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の規定は、平成二十年度分の補助金から適用する。

### ●佐賀県告示第百八十七号

住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱（平成十三年佐賀県告示第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第一条第三号を削る。

第三条第二項を次のように改正する。

2 助助金交付対象者は、その前年の所得が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準額以下でなければならない。

一 給与所得のみである場合 収入金額が千四百四十二万円

二 給与所得以外の所得を含む場合 所得金額が千二百万円

第四条第一項中「又は指定金融機関」を「指定金融機関その他知事が認めの金融機関」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 別表第一に定める耐久性基準に適合するものであること。

三 别表第二に定めるバリアフリー構造に係る基準又は別表第三に定める省エネルギー住宅に係る基準に適合するものであること。

第四条第二項中「定める基準のいずれか」を「定める基準」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 バリアフリーのための性能向上リフォーム住宅 改修を行う住宅で、リフォームに係る住宅全体が別表第二に定めるバリアフリー構造に係る基準に適合するものであること。

第四条第二項に次の一号を加える。

三 耐震化のための性能向上リフォーム住宅 改修を行う住宅で、リフォームに係る住宅全体が次のいずれにも該当するものであること。

イ 建築確認日が、昭和五十六年五月三十一日（建築確認日が確認できない場合にあつては、新築年月日（表題登記における登記原因（新築に限る。）の日付とする。）が、昭和五十八年三月三十一日）以前の住宅であること。

ロ 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）による診断を行つた住宅で、当該診断の判定がリフォーム前が一・〇未満であり、かつ、リフォーム後が一・〇以上であるものであること。

ハ 建築士が工事監理を行つた住宅であること。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表1 耐久性基準(第4条関係)

基準項目		基 準 の 概 要
耐 久 性	土台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土台の寸法は柱の寸法以上であり、次のいずれかであること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ひのき、ひば、べいひのき等の樹種又はこれらを使用した構造用集成材</li> <li>ロ k 3 以上の防腐・防蟻処理材</li> </ul> </li> <li>・ 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。</li> </ul>
	配管設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な給水、排水の配管が点検口から点検できること。</li> </ul>
	柱の小径	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すみ柱12cm以上、すみ柱である通し柱13.5cm以上(耐久性の高い樹種等の場合は12cm)であること。</li> </ul>
	基礎の構造及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎が鉄筋コンクリート造の布基礎であること。</li> <li>・ 基礎高さが地面から40cm以上であること。</li> </ul>
	小屋裏換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小屋裏ごとに2以上の換気孔があること。</li> <li>・ 換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は原則として1/300以上とすること。</li> </ul>
	床下換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁の床下部分には、4m以内ごとに有効面積300cm<sup>2</sup>以上の床下換気孔が設置されていること。</li> </ul>
	床下防湿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床下の防湿性能は以下のいずれかであること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 厚さ60mm以上のコンクリートで覆ったもの</li> <li>ロ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆ったもの</li> <li>ハ イ又はハと同等の防湿性能をもつもの</li> </ul> </li> </ul>
	土台・木部の防腐・防蟻措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の部分に耐久性の高い樹種等を使用すること又は防腐・防蟻措置を講じていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 土台</li> <li>ロ 外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分</li> <li>ハ バルコニーで雨がかりとなるおそれのある部分の軸組等</li> </ul> </li> </ul>
	浴室の防水措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴室及び脱衣室の軸組等及び床組並びに浴室の天井については、防水上有効な仕上げが施されていること。</li> </ul>
	地盤の防蟻措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 鉄筋コンクリート造のべた基礎による被覆</li> <li>ロ 基礎と鉄筋により一体になって地盤上に一様に打設されたコンクリートによる被覆</li> <li>ハ 有効な土壤処理</li> </ul> </li> </ul>
換気設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴室、窓を有しない便所等においては、換気上有効な換気設備を設けること。</li> </ul>

別表2 バリアフリー構造に係る基準（第4条関係）

基準項目	基 準 の 概 要
バ リ ア フ リ ー	段差のない構造
	・ 日常生活空間内の床は、段差のない構造とすること。
	廊下幅員
	・ 日常生活空間内の廊下の幅員は内法を78cm以上とすること。
	出入口の幅
	・ 日常生活空間内の出入り口の幅員は内法で浴室60cm以上、その他75cm以上とすること。
	浴室の大きさ
階段	・ 日常生活空間内の浴室の大きさは内法で短辺1.3m以上、面積2m <sup>2</sup> 以上とすること。
	・ 日常生活空間内の階段の踏面及び蹴上げの寸法が次に適合するものであること。 イ 階段の勾配 (R/T) を、22/21以下とすること。 ロ 踏面 (T) を195mm以上とすること。 ハ 踏面 (T) と蹴上げ (R) の関係を550mm≤T+2R≤650mmとすること。
手すり	・ 日常生活空間内の浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。
部屋の配置	・ 高齢者等の寝室と便所は同じ階にあること。

(注) 日常生活空間とは、高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室、食事室及び寝室の存する階にあるバルコニー、寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。

別表3 省エネルギー住宅に係る基準（第4条関係）

## イ 断熱材の種類

断熱材区分	断熱材の種類
A-1 $\lambda=0.052\sim0.051$	吹込み用グラスウールGW-1、GW-2
	吹込み用ロックウール断熱材35K相当
	シージングボード
A-2 $\lambda=0.050\sim0.046$	住宅用グラスウール断熱材10K相当
	吹込み用ロックウール断熱材25K相当
	A級インシュレーションボード
B $\lambda=0.045\sim0.041$	住宅用グラスウール断熱材16K相当
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保溫板4号
	ポリエチレンフォーム保溫板B種
	タタミボード
	住宅用グラスウール断熱材16K相当
	高性能グラスウール断熱材16K相当、24K相当
	吹込み用グラスウール断熱材30K相当、35K相当
	住宅用ロックウール断熱材
	住宅用ロックウールフェルト

C $\lambda = 0.040 \sim 0.035$	住宅用ロックウール保温板
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1号、2号、3号
	押出法ポリスチレンフォーム保温板 1種
	ポリエチレンフォーム保温板 A種
	吹込み用セルローズファイバー25K相当
	吹込み用セルローズファイバー45K相当、55K相当
D $\lambda = 0.034 \sim 0.029$	フェノールフォーム保温板 2種 1号
	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	押出法ポリスチレンフォーム保温板 2種
E $\lambda = 0.028 \sim 0.023$	フェノールフォーム保温板 1種 1号、2号、2種 2号
	押出法ポリスチレンフォーム保温板 3種
	硬質ウレタンフォーム保温板
F $\lambda = 0.022$ 以下	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材
	高性能フェノールフォーム保温板

## □ 断熱材の厚さ

部位	断熱材の厚さ	必要な熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.8	95	90	85	75	65	55	40
壁		1.2	65	60	55	50	45	35	30
床	外気に接する部分	1.6	85	80	75	65	55	45	40
	その他の部分	0.9	50	45	45	40	35	30	20
土間床等の外周部	外気に接する部分								
	その他の部分								

(注) 断熱材の種類及び断熱材の厚さについて上記の表によらない場合は、各部位ごとに必要な熱抵抗値を満たすことを条件とし、各部位における計算書を添付すること。

## 附 則

## (施行期日)

1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 平成二十年六月三十日以前に助成の申込みが行わられた住宅に係るこの告示（第三条第二項並びに第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項の改正規定に限る）による改正後の住みみたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱第三条第二項及び第四条の規定の適用については、なお従前の例によることがで

きる。

## ●佐賀県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

## 内野第一地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

五	四	三	二	一	標柱番号							
"	"	"	"	"	佐賀市	市	町	大字	字	相撲場	地番	
"	"	"	"	"	富士町		内野					
"	"	"	"	"			相撲場	一八七番				
"	"	"	"	"	御大事	四四二番三〇						
四四二番六一	四四二番二八	四四二番二八	四四二番二八	四四二番二八								

## ●佐賀県告示第百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土づくり本部河川砂防課、伊万里土木事務所及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

## 上ノ山地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

八	七	六	五	四	三	二	一	伊万里市	市	町	字	地番
"	"	"	"	"	"	"	"	脇田町				
"	"	"	"	"	"	"	"	上ノ山				
"	"	"	"	"	"	"	"	一四五五番地先道路敷				
"	"	"	"	"	"	"	"	一四五五番地先道路敷				
一四六七番	一四八九番	一四九三番四	一四九四番二	一四五四番一六五	一四五四番二六三	一四五四番二六三	一四五五番地先道路敷					

十一	十	九	八	七	六
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	相撲場	一八四番一	水頭	二〇九番八
"	"	御大事	四四二番二四	四四二番二二	四四二番四〇
一八四番一					

◎佐賀県告示第百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事  
古川康

清水浦第二地区 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	伊万里市	市
"	"	"	"	"	木須町	町
"	"	"	"	"	清水浦	字
五五〇二番四	五五〇二番一	五五〇二番一	五五〇〇番四	五五〇〇番四	五五〇五番三	地番

●佐賀県告示第百九十一号

県が管理する港湾施設の概要（平成七年佐賀県告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事  
古川康

1 唐津港の表中

上屋	県営雑貨1号上屋	1棟、面積1,000m <sup>2</sup>
"	県営雑貨2号上屋	1棟、面積1,000m <sup>2</sup>
"	県営水産2号上屋	1棟、面積1,945m <sup>2</sup>

を

2 伊万里港の表中

"	西大島1号防塵柵	延長267m、高さ11.2m
"	西大島2号防塵柵	延長144m、高さ11.2m

を

岸壁	久原北1号岸壁	延長70m、水深-5.5m
"	久原北2号岸壁	延長260m、水深-7.5m

"	西大島緑地	面積1,685m <sup>2</sup>
"	港湾管理事務所	唐津港管理事務所
"	西大島2号防塵柵	延長144m、高さ11.2m
"	西大島1号防塵柵	延長267m、高さ11.2m

に

岸壁	久原北2号岸壁	延長260m、水深-7.5m
----	---------	----------------

屏壁  
久原北2号屏壁 延長260m、水深-7.5m

二

平成20年3月31日(月)

"	久原係船浮標No.3	水深-10m
係船くい	久原1号物揚場	延長10m、水深-2m
"	久原係船浮標No.2	水深-10m
"	楠久3号物揚場	延長250m、水深-4m
"	久原2号物揚場	延長119m、水深-2.5m
"	久原3号物揚場	延長200m、水深-2m

"	楠久3号物揚場	延長250m、水深-4m
野積場附属事務所	七ツ島北1号事務所	2階建1棟、面積26.6m <sup>2</sup>
貯木場	久原水面貯木場	面積330,000m <sup>3</sup>
野積場附属事務所	七ツ島北1号事務所	2階建1棟、面積26.6m <sup>2</sup>
"	久原南護岸	延長47m
"	久原工業用地1号護岸	延長468m
"	久原南護岸	延長47m
"	小島2号護岸	延長296m
"	小島3号護岸	延長236m
"	小島2号護岸	延長296m

再生紙を使用しています。